

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十一号）（食品安全課）

一 趣旨

食品衛生法の一部改正を踏まえ、ふぐ処理施設の営業者が当該営業を譲渡する場合において、当該営業を譲り受けた者が新たに認定を受けることなく営業者の地位を承継するための改正

二 内容

ふぐ処理施設の営業者の地位の承継に係る規定の整備

三 施行期日

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日